

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第14号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～53 略					1～53 略				
54 行政手続法（ 平成5年法律第 88号）	第5条第1項及び第3項～第30条		略		54 行政手続法（ 平成5年法律第 88号）	第5条第1項及び第3項～第30条		略	
	第31条	略		第31条		略			
	第31条	略		第31条		略			
	第31条	弁明の機会の付与に係る代理人がその資格を失ったときの当該代理人を選任した当事者の届出の受理（第16条第4項の準用）	略	第31条		弁明の機会の付与に係る代理人がその資格を失ったときの当該代理人を選任した当事者の届出の受理（第16条第4項の準用）	略		
	第36条の3 第1項	<u>法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分（法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）に基づくものに限る。以下この項において同じ。）</u> の実施を求		○					

		める申出の受理		
第36条の3		調査の実施		○
第3項		法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分の実施（重要なものに限る。）	○	
		法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分の実施（重要なものを除く。）		○

(1)・(2) 略

55～87 略

88 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）	第5条第1項及び第3項～第28条 略			
	第29条	略		
	第29条	略		
	第29条	略		
	第34条	略		
	第35条第1項	行政指導の中止等を求める申出の受理		○
	第35条第3項	調査の実施		○
		行政指導の中止等の措置（重要なものに限る。）	○	
		行政指導の中止等の措置（重要なものを除く。）		○
第36条第1項	法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分（条例等に基づくものに限る。以下この項において同じ。）又は行政指		○	

(1)・(2) 略

55～87 略

88 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）	第5条第1項及び第3項～第28条 略		
	第29条	略	
	第29条	略	
	第29条	略	
	第34条	略	

		導の実施を求める申出の受理		
第36条第3項		調査の実施		○
		法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分又は行政指導の実施（重要なものに限る。）	○	
		法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分又は行政指導の実施（重要なものを除く。）		○
(1) 略				
89～100 略				
備考 略				

(1) 略				
89～100 略				
備考 略				

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。